

議案第2号

あきる野市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

（あきる野市児童育成手当条例の一部改正）

第1条 あきる野市児童育成手当条例（平成7年あきる野市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第7条第3項ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

（あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成7年あきる野市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（あきる野市心身障害者福祉手当条例の一部改正）

第3条 あきる野市中心身障害者福祉手当条例（平成7年あきる野市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第7条ただし書及び第11条中「認めた」を「認める」に改める。

（あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第4条 あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年あきる野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「次の」を「次の各号の」に改める。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（あきる野市児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後のあきる野市児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、

平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

(あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(あきる野市心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後のあきる野市心身障害者福祉手当条例第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後のあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。